

保護者様

令和4年4月19日
熊野町立熊野第三小学校
校長 和田 愛

警報等発令時の対応について

平成30年7月豪雨の状況及びそれ以降の気象状況を踏まえ、気象警報や避難指示等が発令された場合の対応を児童の安全を最優先し、次のようにいたしますので、ご確認の上ご協力をよろしくお願いいたします

- 1 午前6時の時点で熊野町に特別警報が発令されている場合、又は「暴風」、「大雨」、「洪水」、「大雪」、「暴風雪」の5つの警報のいずれか1つでも発令されている場合、小学校は臨時休業とする。
- 2 災害の発生の恐れがあり、午前6時の時点で熊野町に「避難指示（レベル4）」が発令されている場合、自宅待機とし、午前11時までに避難指示（レベル4）が解除されない場合には臨時休業とする。
- 3 警報が発令されていない場合でも、危険が予想されるときは、必要に応じて臨時休業又は自宅待機の指示を「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童の保護者に連絡する。
※ この場合、町教育委員会より町内放送を行う。
- 4 自宅待機を解除し登校させる場合、「情報メール」（登録していない家庭には電話）により児童生徒の保護者に連絡する。